

特記仕様書

1 業務名 上尾市産後ケア業務アウトリーチ型 (単価契約)

2 業務場所 上尾市内

3 事業概要

産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない母子居宅を訪問し、心身のケアや育児のサポート等を行う。

4 業務内容

- (1) 発注者が提供する利用管理システムを用いて、利用者と利用日程調整を行う。
 - ① 受注者は、1日に1~2回施設管理画面を確認する。
 - ② 予約通知管理画面から新規の予約状況を確認する。
 - ③ 予約情報の詳細として母子の情報ならびに妊娠と出産情報など周辺情報をシステムで確認する。
 - ④ 出生から1年以上経過した母子から予約が入った場合は、実施の対象外とする。
 - ⑤ 非課税世帯・生活保護世帯から減免申請を受けた場合、発注者に課税状況を確認すること。
 - ⑥ 利用回数は宿泊型・デイサービス型との合算で管理するため、発注者からの情報提供およびシステムで利用回数を確認しながら実施すること。
 - ⑦ 同日の受け入れ状況を確認しながら、受け入れの可否を判断する。
 - ⑧ 受け入れ可能と判断した場合には、システムから受け入れ、操作を完了する。
- (2) 受注者は利用者に以下のサービスを提供する。
助産師が利用者の自宅を訪問し、(3)に基づく心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。
- (3) サービスの内容
 - ① 産後の母体管理及び生活面の指導
 - ② 母乳に関すること（乳房ケア）
 - ③ 育児相談（沐浴、授乳等）
 - ④ 乳児のスキンケアに関すること
 - ⑤ 乳児の発育・発達の確認
 - ⑥ 母親の精神面でのサポート
 - ⑦ その他、必要となる保健指導
- (4) 自己負担金の徴収と領収書の発行
受注者は、2,000円を利用者から直接徴収、領収書を発行するものとする。
ただし、市民税課税世帯については宿泊型、デイサービス型と組み合わせて、通

算5回の利用分まで、市民税非課税世帯または生活保護世帯については、アウトソーシング型のみで7回目の利用分までを減免し無料とする。減免した2,000円は、発注者が委託料に上乗せする形で、受注者に支払うものとする。

(5) 利用報告

利用者が本事業を利用した場合、当該利用ごとに速やかにシステム上の報告を実施すること。

緊急対応が必要なケースについては、定例の利用報告を待たず電話による至急の連絡を徹底すること。

(6) 委託料の請求

委託料について、発注者による業務履行の確認後、1か月分をとりまとめ、発注者が指定する方法で請求書を作成し、翌月10日までに発注者へ提出すること。

(7) 利用者対応

利用者からの問い合わせや苦情に対し、誠意をもって対応すること。

(8) 連絡調整

発注者との連絡調整等を行うこと。

5 実施時間

1世帯あたり最大7回まで利用可能とし、1回あたりの標準的な実施時間は1時間程度する。

6 受注者の要件

4業務内容(3)①~⑦全てを実施でき、②については5年以上の経験を有する経験を有する助産師を配置していること。

7 実施にあたる諸注意

- (1) 受注者は、発注者と連携・協力し、本業務を行うこと。
- (2) 業務担当者に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質の向上に努めること。
- (3) 利用者の許可なく住居や居室に立ち入らない等、利用者のプライバシーに十分に配慮すること。
- (4) 利用者の許可なく、利用者の所有物に接触することが無いよう配慮すること。また破損等が発生しないよう十分な注意をもって業務にあたること。
- (5) 受注者は、利用の変更または中止の連絡が、利用日の前日の午後5時までになかった場合、受注者は利用者から自己負担額をキャンセル料として徴収することができる。発注者によるキャンセル料の負担はないものとする。
- (6) 利用者の自己負担額やキャンセル料の徴収は受注者の責任において行うものとし、

徴収に要する経費等、負担の一切は受注者が負うものとする。

8 事故及び損害の責任

- (1) 本業務により生じた事故等について、速やかに連絡し、書面で発注者へ報告すること。
- (2) 賠償責任保険に加入すること。
- (3) 本業務に従事した受注者の責めに帰すべからざる事由によって生じたにもかかわらず受注者がその事故に関連しての不利益、その他の損失を被った場合、又はそのおそれがある場合には、発注者はその損失を補償し又は防止するため適切な措置を講ずるものとする。

9 支払いに関する事項

発注者は、受注者からの請求を受けたときは、その内容を審査し適当と認めた場合、委託料を受注者に支払うものとする。

なお、委託料と利用者自己負担額を合わせた受注者への支払総額は、1回あたり8,000円とする。

10 契約に関する事項

「単価一覧表」記載の単価を契約単価とする。

11 秘密の保持等

受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

12 個人情報の保護

発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、業務委託約款 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 その他

この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、受注者と発注者が協議し決定するものとする。